居場所づくり勉強会 第51 弾 優生思想問題

障害者の強制不延手術

どうして障害があるというだけで、若い女性らが強制的に「妊娠・出産ができないようにされる手術」を受けさせられてきたのでしょうか。なぜ施設入所のために、月経を無くす手術を強制されなければならなかったのでしょうか。日本では 1996 年まで優生保護法という法律があり、わかっているだけで 16,600 人が手術を強いられました。手術が、一人ひとりの心身に与えたダメージは顧みられませんでした。

最近ようやく宮城県の方から声があがり、国の責任を問う裁判が始まろうとしています。この動きにどんな意味があるのか。映像を見ながら、ともに学びませんか?

◆内容

ビデオ上映

講師:松波めぐみ(龍谷大学非常勤講師)

- ▶映像1 『忘れてほしゅうない-隠されてきた強制不妊手術-』 脳性まひの佐々木さんは、19歳の時に施設に入る条件として「コバルト照射」を受けさせられます。その後も長く痛みや不調に苦しみました。
- ▶映像2 『レイラニ・ミュアの不妊手術』

カナダのレイラニさんは預けられていた施設で「精神薄弱 (知的障害)」とみなされ、 説明もなく手術を受けさせられます。のちに、カナダ・アルバータ州政府を訴え、 勝訴します。(アルバータ州には、日本の優生保護法と同じような法律があった)

強制不妊手術の被害者家族が1月の提訴で伝えたいこと

話し手:村田惠子(DPI女性障害者ネットワーク副代表・京都頸髄損傷者連絡会代表) 横川ひかり(優生手術に対する謝罪を求める会)

10代の頃に「遺伝性精神薄弱」という診断で強制不妊手術をされた、宮城県に住む知的障害の女性とご家族が、1月に国家賠償と謝罪を求めて仙台地裁へ提訴します。

なぜ強制不妊手術を受けなければならなかっ たのか。その女性とご家族の思いを考えたい と思います。

◆参加費:無料

※手話通訳・要約筆記・点字資料は 1/7 までに 下記の連絡先へ

◆主催:日本自立生活センター

◆協力:障害者権利条約の批准と完全実施を めざす京都実行委員会 女性部会

◆連絡先:日本自立生活センター

TEL: 075-671-8484

FAX: 075-671-8418

E-mail: jcil@cream. plala. or. jp

担当: 岡山·橋口

1月17日(水) 17:30~19:30 京都市地域・多文化交流ネットワークセンター

